

令和7年8月1日から

## ～ 高校生年代までの医療費を無償化します ～

旭川市では、高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童）の通院・入院・指定訪問看護・治療用器具等の費用について、令和7年8月診療分より公的医療保険適用の医療費自己負担額を全額助成します。（所得制限なし）

※ ひとり親家庭等医療費や重度心身障害者医療費の助成対象となっている高校生年代の方の医療費についても公的医療保険適用の医療費自己負担額を全額助成します。

令和7年7月まで（高校生年代）の子	令和7年8月から（高校生年代）の子
3割自己負担あり	自己負担なし

### ◎子ども医療費助成申請手続について（必ず手続きが必要です。）

○ 平成19年4月2日から平成22年4月1日生まれの方で、次の条件を満たしている方は、**新たに申請が必要です。**

- ・ 旭川市の住民であること
- ・ 公的医療保険に加入していること
- ・ 生活保護を受けていないこと
- ・ 重度心身障害者医療費助成やひとり親家庭等医療費助成を受けていないこと

※ **（令和7年3月に中学校を卒業された方も新たに申請が必要となります。）**

#### 〈申請の方法〉

市ホームページもしくは右の2次元コードから申請フォームにアクセスし、電子申請いただくか、子育て助成課窓口又は各支所窓口でお手続きください。

電子申請いただいた場合は、受付完了後に完了メールをお送りしますので受信設定等をお願いします（送信用アドレス：autoreply@kintoneapp.com）



申請フォーム 二次元コード

#### 〈申請に必要なもの〉

○ 公的医療保険加入を証明する書類  
（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせの通知、健康保険資格取得証明書、被保険者を含むマイナポータル健康保険資格確認画面など）

※ 生活保護を廃止（停止）になり申請する場合は、生活保護決定証明書（A4横書き）が必要になります。

#### 〈受付開始日〉

**令和7年5月7日（水）から**

（令和7年8月以降の申請であっても、8月1日から受給資格を遡って取得できます。）

#### 〈受給者証の交付〉

6月末までの提出で不足書類等がない場合、審査後7月末までにお子さんの住民票上の住所へ郵送します。

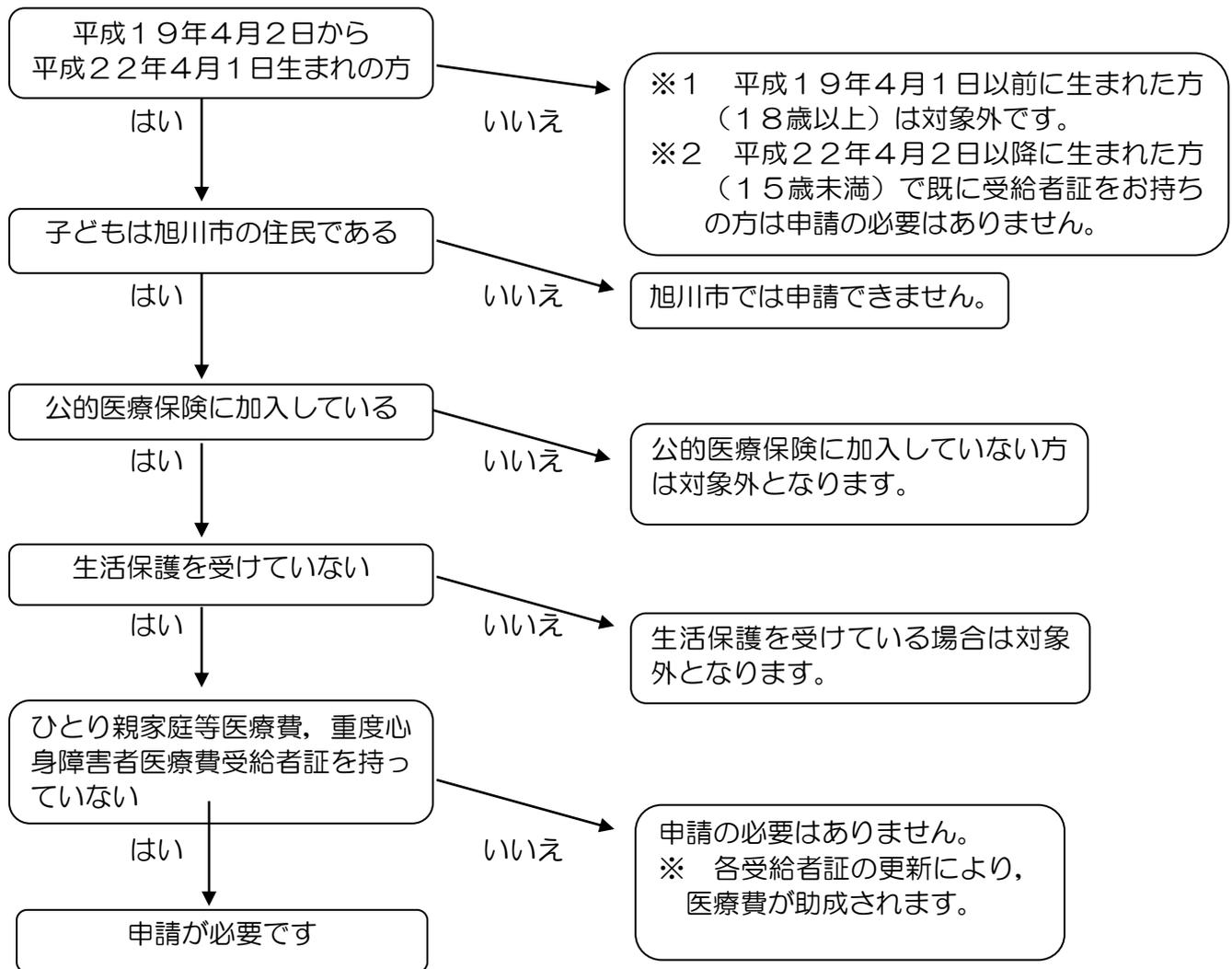
#### 次の場合は子ども医療費助成の対象となりません。

- ・ 入院時の食事代や差額ベッド代、健康診断、検診、予防接種、診断書料、薬の容器代などの保険診療外の費用
- ・ 大病院へ紹介状なしでの初診診療による保険外併用療養費
- ・ 学校管理下（部活動を含む）での災害に関わる医療費（災害共済給付制度加入者の方）  
→日本スポーツ振興センターから給付金が支払われます。受給者証を使用した場合、後日返還していただきます。

- ・ 交通事故等第三者行為によるもので損害賠償保険で医療費が支払われるもの
- ・ ひとり親家庭等医療費や重度心身障害者医療費の助成対象となっている高校生年代の方の医療費

※ 小児慢性特定疾病医療、未熟児養育医療、自立支援医療など、他の公費制度で医療費の助成を受けるところができる方、受けている方は、その公費制度の使用が優先されます。

## 子ども医療費申請手続きが必要な方



旭川市ホームページ（子ども医療費助成 高校生年代までの拡大）



URL : <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/228/230/d081321.html>

HP 二次元コード



【お問い合わせ先】 旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階  
旭川市 子育て支援部 子育て助成課 電話 25-6446 (8:45~17:15)